

別表第2（第29条関係）

## (1) 介護・訓練支援用具

給付種目	対象要件	性能	基準額（円）	耐用年数
特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級又は下肢若しくは体幹機能障害2級及び上肢機能障害2級以上で総合等級1級の障害者等で常時介護を要するもの若しくは同程度の難病患者で必要と認められるもの	床擦れの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5
エアーパッド	合等級1級の障害者等で常時介護を要するもの若しくは同程度の難病患者で必要と認められるもの	床擦れの防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの	58,000	8
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の障害者等。ただし、障害児は常時介護を要する学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	尿が自動的に吸引されるもので、対象者が介護者が容易に使用できるもの	67,000	5
入浴担架	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の障害者等で家族等他人の介助を要する3歳以上のもの又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	対象者を担架に乗せたままリフト装置にあって、入浴に当たってより入浴させることができるもの	82,400	5
体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の障害者等で家族等他人の介助を要する3歳以上のもの又は同程度の難病患者	対象者又は介護者が体位を変換させるのを容易に使用できるもの	15,000	5

	で必要と認められるもの			
移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の障害者等であって3歳以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められる者	介護者が対象者を移動させるに当たつて、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4
訓練いす	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の3歳以上の障害児又は同程度の難病患者で必要と認められる児童	原則として附属のテーブルをつけるもの	33,100	5
訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の学齢児以上及び障害児又は難病患者での必要と認められる児童	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8

(2) 自立生活支援用具

給付種目	対象要件	性能	基準額（円）	耐用年数
入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害を有する障害者等であって入浴に介助を必要とする3歳以上のもの又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8
便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の障害者等であって、学齢児以上のもの又は同程度の難病患者	対象者又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	4,450	8
手すり	で必要と認められるもの	対象者又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、便器に取り付けるものに限る。	5,400	8
T字状又は棒状のつ	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有する	歩行時に身体を支え、安定させるため	8,000	3

え	障害者等であって、学齢児以上のもの又は同程度の難病患者で必要と認められるもの			
頭部保護帽	療育手帳の程度が重度若しくは最重度の者若しくは精神障害保健福祉手帳の程度が1級で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	スポンジ、革を主材料に製作したものであって、転倒の衝撃から頭部を保護できるもの スポンジ、革、プラスティックを主材料に製作したものであって、転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160 36,750	3
移動・移乗支援用具	平衡機能若しくは下肢機能若しくは体幹機能3級以上の障害者等であつて、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上のもの又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であることを。ただし、設置に当たリ住宅改修を伴うものを除く。 ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作又は移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	60,000	8
特殊便器	上肢機能障害2級以上又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	足踏ペダルにて温水又は温風が出るもの	151,200	8
火災警報	障害等級2級以上（精神	室内の火災又は熱に	15,500	8

器	障害保健福祉手帳を含む。)若しくは療育手帳の程度が重度若しくは最重度である障害者等(火災	より感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることが出来るもの		
自動消火器	発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700	8
電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人の世帯及びこれに準ずる世帯)及び療育手帳の程度が重度又は最重度の障害者若しくは同程度の難病患者で必要があると認められるもの	対象者が容易に使用できるもの	41,000	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上であって盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は同程度の難病患者で必要があると認められる者	対象者が容易に使用できるもの	7,000	10
音声標識ガイド装置	ると認められる者	歩行時間延長信号機用小型送信機と一体となって使用できる受信機	25,000	5
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の障害者又は同程度の難病患者で必要があると認められるもの	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10
環境制御装置	上肢若しくは下肢若しくは体幹機能障害2級以上の障害者又は同程度の難病患者で必要があると認められるもの	対象者が容易に使用できるもの	68,000	5
テーブルリフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者で車いすを常用するもの又は同程度の難病患者で	対象者が容易に使用できるもの	100,000	5

必要があると認められるもの		
---------------	--	--

(3) 在宅療養等支援用具

給付種目	対象要件	性能	基準額(円)	耐用年数
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う3歳以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	透析液を加温し一定温度に保つもの	51,500	5
ネブライザー(吸入器)	呼吸機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者等であって必要と求められるもの	対象者が容易に使用できるもの	36,000	5
電気式たん吸引器	たられる原則として学齢児以上とのもの又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	対象者が容易に使用できるもの	56,400	5
パルスオキシメーター	呼吸機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者等であって必要と認められるもの又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を炎上できるもの	46,000	5
酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法を行う者又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	対象者が容易に使用できるもの	17,000	10
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	対象者が容易に使用できるもの	9,000	5
視覚障害者用体重計		対象者が容易に使用できるもの	18,000	5

(4) 情報・意思疎通支援用具

給付種目	対象要件	性能	基準額(円)	耐用年数
携帯用会話機	音声機能、言語機能障害	携帯式で言葉を音声	98,800	5

話補助装置	者等、肢体不自由者障害又は文章に変換する者等であって、発声又は機能を有し、対象者発語に著しい障害を有すが容易に使用できる学齢児以上のもの又はもの 同程度の難病患者で必要と認められるもの			
携帯用会話補助装置	携帯用会話補助装置の給付対象者であって、上肢に接続可能であつて機能障害 2 級以上のものにて、足で入力できる 又は同程度の難病患者でようキーが大型化さ必要があると認められたもの	80,000	5	
地上デジタル放送対応ラジオ	原則として視覚障害 2 級以上であって、必要と認められる学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	29,000	5	
情報・通信支援用具	視覚障害 2 級以上若しくは上肢機能障害 2 級以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するに当たり障害特性に応じて必要となる周辺機器、ソフト等であつて対象者が容易に使用できるもの	100,000	5
パーソナルコンピュータ用特殊入力装置		パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が補助でき、対象者が容易に使用できるもの	60,000	5
電動ページめくり装置	上肢機能障害 2 級以上の障害者又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	電動により図書のページをめくる機種	150,000	5
点字ディスプレイ	視覚及び聴覚の重複障害 (原則として視覚障害 2 級)	文字等のコンピュータの画面情報を点字	383,500	6

	級以上かつ聴覚障害2等により示すことの 級)若しくは視覚障害1等の障害者等であって学 齢児以上のもの又は同程度の難病患者で必要があ ると認められるもの			
点字電子手帳	意思伝達が困難な視覚障害者等(点字による意思伝達が可能な者に限る。)又は同程度の難病患者であると認められるもの	持ち運びが容易であって、外出先での情報の入出力が可能で能を持つもの	125,000	5
点字器	原則として視覚障害2級以上であって、必要と認められる学齢児以上のもの又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	【標準型A】32マス18行両面書真ちゅう板製のもの	10,400	7
		【標準型B】32マス18行両面書プラスティック製のもの	6,600	
		【携帯用A】32マス4行片面書アルミニウム製のもの	7,200	
		【携帯用B】32マス12行片面書プラスティック製のもの	1,650	
点字タブレット	視覚障害2級以上の者であって、本人が就労若しくは就学若しくは就労が見込まれるもの又は同程度の難病患者であると認められるもの	対象者が容易に使用できるもの	63,100	5
視覚障害者用ポータブルコーダー	視覚障害2級以上の学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識することができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって対象者が容	録音再生 85,000 再生専用 35,000	6

		易に使用できるもの		
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の学齢児以上の者又は同程度の難病患者で必要があると認められるもの	文字情報と同一紙面上に記載された該当文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能があり、対象者が容易に使用できるもの	99,800	6
視覚障害者用読書器(映像式)	原則として学齢児以上の視覚障害を有する者又は同程度の難病患者で必要と認められるものであって、本装置により読書が可能になるもの	画像入力装置によって読みたいもの(印刷物等)が簡単に拡大された画像(文字等)としてモニター、タブレット端末等に映し出せるもの	198,000	8
視覚障害者用読書器(音声式)		撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	198,000	8
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の者又は同程度の難病患者で必要と認められるもの	<p>【解読式】</p> <p>ケース等が開閉式となっており、文字盤、時針等を触った感触で時刻等を確認できるもの</p> <p>【音声式】</p> <p>ボタン等を押すことにより音声により時刻等を確認できるものであって、対象者が容易に使用できるもの</p>	10,300 13,300	10
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害3級以上の者若しくは発声・発語に著しい障害を有する学齢児以上の者であって、必要と	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字や画像により通信が可能	71,000	5

	認められるもの又は同程度の難病患者で必要があると認められるもの	な機器であり、対象者が容易に使用できるもの		
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害3級以上の者又は同程度の難病患者で必要があると認められるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向けの緊急信号を受信するものであって、対象者が容易に使用であるもの	88,900	6
人工喉頭	咽頭摘出等による音声機能障害を有する者であつて、本装置により発生が可能になるもの又は同程度の難病患者で必要があると認められるもの	【笛式】 呼気によりゴム等の幕を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,000	5
		【電動式】 頸下部等にあてた電動版を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100	
埋込型人工咽頭用人工鼻	音声機能若しくは言語機能障害を有する障害者等であつて、常時埋込型の人工咽頭を使用するもの又は同程度の難病患者で必要があると認められるもの	呼気を加温又は加湿する機能に併せ、手動又は自動で気管孔を開塞する機能を有し、シャント発声を可能とするものであつて、対象者又は介助者が容易に使用できるもの	月額 24,200	
福祉電話	聴覚障害を有する者又は外出が困難な身体障害者(原則として2級以上)	骨伝導機能並びに音量及び音質を調節する機能又は手を使わ	貸与のみ 83,300	

	を有する者であって、コ <sup>ゞ</sup> ダイヤルできる等 ミュニケーション等の手の機能を有し、対象 段として必要があると認める者が容易に使用であ められるもの又は同程度のもの の難病患者で必要があると認められるもの		
視覚障害者用図書	視覚障害者等又は同程度の難病患者で必要と認められるものであって、主に情報の入手を点字、大活字、音訳等によっているもの	月間や週刊等で発行される雑誌を除く、主に点字図書、大活字図書又はDAISY図書	点字等図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額とする。ただし、購入は年間6タイトル又は24巻を限度とする(辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)。

(5) 排泄管理支援用具

給付種目	対象要件	性能	基準額(円)	耐用年数
ストーマ装具(消化器系)	紙おむつ等の給付対象者を除く直腸機能障害でストーマを造設した障害者等	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋又は密閉型の収尿袋(尿処理用のキャップ付)とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもので附属品も含む。	月額 8,600	—
ストーマ装具(尿路系)	紙おむつ等の給付対象者を除く膀胱機能障害でストーマを造設した障害者等	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋又は密閉型の収尿袋(尿処理用のキャップ付)とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもので附属品も含む。	月額 11,300	—

洗腸用具	ストーマ装具（消化器系）、紙おむつ等の使用が困難で、当該用具を必要とするストーマ装具（消化器系）を造設した者	洗腸（灌注）排便法 (ストーマから微温湯を注入し大腸に刺激を加え強制的に排便を促す方法)を行うために必要なもの	6月 17, 716	
紙おむつ等	次のいずれかに該当する3歳以上の者又は同程度の難病患者であって、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。 (1) ストーマの著しい変形又はストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストーマ装具を装着できない者 (2) 膀胱又は直腸機能障害を有する者であって、高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあるものでストーマ装具を装着できないもの (3) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、自力でトイレに行けないなど排尿又は排便の意思表示が困難な者	紙おむつ（テープ留めタイプ、パンツタイプ、シートタイプ及びパッドタイプ）、脱脂綿、ガーゼ等の紙おむつに付けるパッドタイプの衛生用品で対象者が容易に使用できるもの	月額 12, 000	
収尿器	膀胱機能障害を有する障害者等であって、高度の排尿機能障害により、排尿の調節ができないもの	【男性用】 採尿器と尿路系ストーマで構成され、尿の逆流装置がついており、ラテックス製又はゴム製のもの 【女性用】 (1) 普通型 耐久	普通型 7, 700 簡易型 5, 700 普通型 8, 500	1

	性ゴム製採尿袋を有するもの (2) 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋道尿ゴム管付であり、採尿袋20枚を1組とする。	簡易型 5, 900	
--	---	---------------	--

(6) 住宅改修費

給付種目	対象要件	性能	基準額（円）	耐用年数
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能障害を有する障害等級3级以上の障害者等で学齢児以上である。ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者。難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害を有する者であること。	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200, 000	原則1回

備考

この表において「難病患者等」とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に定めるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、この表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。